

施設のご案内

KINUGAWA KEISUI



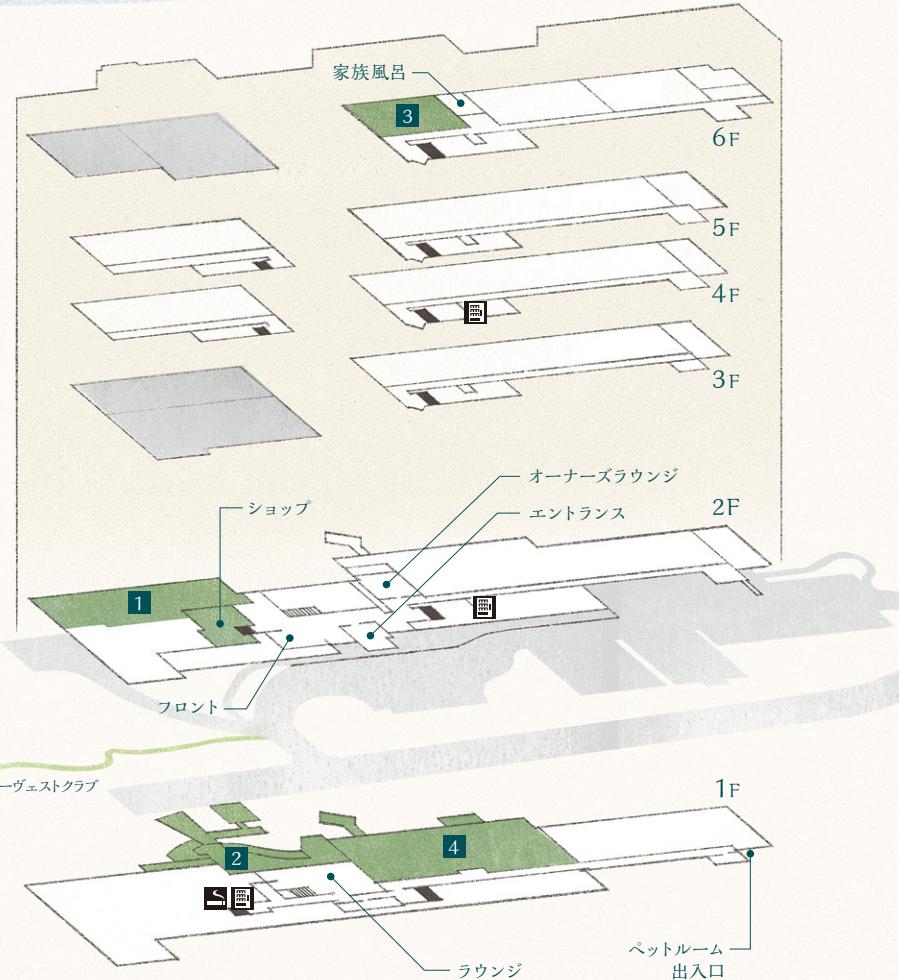
1 レストラン「火」& ショップ「会」

ゆらめく薪火の力で、地元生産者から届いた食材を調理するレストラン「火」。レストランオリジナルのスイーツや発酵食品、地域の魅力的なプロダクトに出会えるショップ「会」。ここでしか味わうことのできない食体験を。



2 KINUGAWA TERRACE

オープンカフェのような開放感を満喫できるテラス。ファイヤーピットでは火のぬくもりが語らいを豊かにし、くつろぎの場を演出します。



3 THE VIEW TERRACE

雄大な鬼怒川渓谷を一望できる屋上テラス。夜には満天の星空をお楽しみいただけます。



4 温泉大浴場

自然豊かな外気を感じながら、たっぷりの湯で温泉をお楽しみいただけます。川のせせらぎや目の前に広がる風景美とともに自家源泉「秩迹の湯」をご堪能下さい。

フロント

内線番号 **8**

- ・ご不明な点やお問い合わせなどございましたら、
お気軽にお申し付けください。

館内のご案内

RESTAURANT 灵

【朝食】 7:30～10:00 (最終入店 9:30)

【夕食】 17:30～22:00 (最終入店 19:50)



RESTAURANT 灵

SHOP 会

8:00～21:00



SHOP 会

温泉大浴場

6:00～10:00 15:00～24:00

・タオルをご用意しております

OWNER'S LOUNGE

7:00～22:00

KINUGAWA TERRACE THE VIEW TERRACE

5:00～24:00

ベンダールーム

1F (アルコール)、2F、4F

喫煙所

1F



Harvest Free パスワードなし

Wi-Fi

Harvest tokyu109

HOTEL GUIDE

KINUGAWA KEISUI



宿泊約款

【第1条】(宿泊関連)

- 当館(ホテル)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館(ホテル)が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしています。

【第2条】(宿泊契約の申し込み)

- 当館(ホテル)に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出でていただきます。
 - (1)宿泊者名
 - (2)宿泊日及び到着予定時間
 - (3)宿泊料金
 - (4)その他当館(ホテル)が必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館(ホテル)は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあつたものとして処理します。

【第3条】(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は当館が前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当館(ホテル)が承諾をしなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館(ホテル)が定める申込金を、当館が指定する日までに、支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館(ホテル)が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は、その効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館(ホテル)がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【第4条】(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当館(ホテル)は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館(ホテル)が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【第5条】(宿泊契約締結の拒否)

- 当館(ホテル)は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2)満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
 - (4)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5)宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6)天災、施設の故障、その他やむ得ない事由により宿泊せざることができないとき。
 - (7)宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。及び宿泊者が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(都道府県条例の規定に基づく)

【第6条】(宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当館(ホテル)に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館(ホテル)は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館(ホテル)が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払い以前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし当館(ホテル)が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館(ホテル)が宿泊客に告知したとき限りです。
- 当館(ホテル)は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になどても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

【第7条】(当館(ホテル)の契約解除権)

- 当館(ホテル)は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3)宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊せざることができないとき。
- (5)宿泊しようとする者が泥酔者で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(都道府県条例の規定に基づく)

- (6)寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 当館(ホテル)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

【第8条】(宿泊の登録)

- 宿泊客は、宿泊当日、当館(ホテル)のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法によりおうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを示していただきます。

【第9条】(客室の使用時間)

- 宿泊客が当館(ホテル)の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当館(ホテル)は、前項の規定にかかわらず、同項の定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には規定の追加料金を申し受けます。

【第10条】(利用規約の遵守)

- 宿泊客は当館(ホテル)内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【第11条】(営業時間)

- 当館(ホテル)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。

(1)フロント、キャッシャー等サービス期間

(I) 門限…ございません

(II) フロントサービス…24時間

(III) レストラン

7:30~10:00

17:30~22:00

(IV) ショップ

8:00~21:00

(V) 大浴場

6:00~10:00/15:00~24:00

- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

【第12条】(料金の支払い)

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるとおりです。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館(ホテル)が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館(ホテル)が請求したとき、フロントにおいて、行っていただきます。
- 当館(ホテル)が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【第13条】(当館(ホテル)の責任)

- 当館(ホテル)は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館(ホテル)の責めに帰すべき事由によるものではありません。
- 当館(ホテル)は防災施設の設備に努めておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【第14条】(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

- 当館(ホテル)は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。
- 当館(ホテル)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができるときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当館(ホテル)の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【第15条】(寄託物等の取扱い)

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館(ホテル)は、その損害を賠償します。
- 宿泊客が、当館(ホテル)内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当館(ホテル)の故意又は過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館(ホテル)はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告がなかつたものについては、15万円を限度として当館(ホテル)はその損害を賠償します。

【第16条】(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立て当館(ホテル)に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいて、チェックインの際お渡します。
- 宿泊客が当館(ホテル)に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館(ホテル)は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館(ホテル)の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

【第17条】(駐車の責任)

- 宿泊客が当館(ホテル)の駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当館(ホテル)は場所をお貸しするものであつて車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館(ホテル)の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償責めに任じます。

【第18条】(宿泊客の責任)

- 宿泊客の故意又は過失により当館(ホテル)が損害を受けたときは、当該宿泊客は当館(ホテル)に対し、その損害を賠償していただきます。

別表1 宿泊料金の設定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

| | 内訳 | 料金の精算 |
|---------------|----------------------------|-------------------|
| 宿泊客が支払うべき宿泊料金 | (1) 基本宿泊料 (室料または室料+食事代) | ④ 消費税 (1) ×10% |
| 飲食料金 | (2) 飲食料及びその他利用料金 | ⑤ 消費税 (2) ×10% |

*税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表2 違約金(第6条第2項関係)

| 3日前 | 2日前～前日 | 当日 | 不連絡 |
|-----|--------|-----|------|
| 無料 | 20% | 80% | 100% |

Rules of Conduct

利用規則

当ホテルでは、お客様に快適にお過ごし頂くため、宿泊約款第10条の定めにある通り下記の利用規則をお守り下さいますようお願い致します。また(1)から(21)までの事項につきましては、ご遠慮下さいますようお願い致します。

この規則をお守り頂けない時は宿泊約款第7条によりご宿泊契約及び、これに関する契約を解除させて頂く場合もございますのであらかじめ了承下さい。

記

- (1) 館内で備え付け以外の暖房、炊事、プレス用器具などを使用すること。
- (2) ベッドの中など、火災の原因となりやすいところで喫煙すること。
- (3) 高声、放歌または喧騒な行為その他で、他人に嫌悪感を与えること、迷惑を及ぼしたりすること。
- (4) 館内に次のようなものを持ち込むこと。
 - (i) 動物（ペットルーム、ペットレンタルケージは除く）
 - (ii) 不潔または臭気のため、他のお客様に迷惑をかけるもの
 - (iii) 著しく多量の物品
 - (iv) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (v) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- (5) 館内で賭博及び風紀を乱すような行為をすること。
- (6) 外来者を客室内に呼び入れたり、客室用の諸設備、諸物品などを使用させたりすること。
- (7) 館内で他の方に広告宣伝物を配布したり、物品の販売等の行為をすること。
- (8) 当ホテルの諸設備、諸物品をその目的以外の用途にあてること。
- (9) 館内の諸物品を他の場所に移動したり、館外に持出したりすること。
- (10) 当ホテルの建築物や諸設備に異物をとりつけたり、現状に変更を加えたること。
- (11) 建物の外観を損なうような品物を窓に掛けること。
- (12) 窓から物を投げること。
- (13) 廊下やロビーなどに所持品を放置すること。
- (14) 館外から飲食物の出前を取ること。
- (15) 作務衣、室内用スリッパでレストランやロビー、ショップ等の館内施設を利用すること。
- (16) お預かりの物品の保管は、お預かりの日より1ヶ月とさせていただきます。1ヶ月過ぎた物については、一切の責任を負いかねます。
- (17) 館内でのお忘れ物は、関係法令により管轄の警察署へ移管致します。
- (18) 現金、貴重品等はフロントの金庫にお預け下さい。室内における、紛失・盗難等につきましては当ホテルは一切の責任を負いかねます。
- (19) 宿泊客が心神耗弱、薬品等による自己喪失など宿泊しようとする者の安全確保が困難であったり、他のお客様に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、ご利用をお断り致します。
- (20) 未成年者のご宿泊は、保護者の許可がない限りお断り致します。
- (21) 刺青の方の大浴場のご利用はご遠慮頂いております。

This hotel requests our guests to observe the following rules of conduct as prescribed in Article 10. of the Terms and Conditions for Accommodation Contracts.

In case of non-observance, the hotel may cancel the accommodation contract and other related agreements entered into between this Hotel and the Guest, under Article 7. of the Terms and Conditions for Accommodation Contracts.

1. It is prohibited to use such appliances as heating stoves and cooking ranges in the hallway or rooms.
2. No smoking is allowed in bed or any other place where it is liable to create a fire hazard.
3. Such behavior as singing and talking loudly, which may bother other guests, is not allowed.
4. It is prohibited to bring the following items into the hotel.
 - a) Animals (excluding pet room and cage)
 - b) Materials with a strong offensive odor.
 - c) Materials of great bulk.
 - d) Ignitable or inflammable material such as ammunition and benzene.
 - e) Unauthorized guns and swords.
5. Gambling or any other immoral behavior in the hallway or rooms is prohibited.
6. Visitors without Hotel's permission shall not enter the rooms nor use the accommodations or equipment.
7. Any activity such as distributing advertising or publications in the Hotel is prohibited.
8. Use of Hotel's accommodations or equipment installed in the room or hallway for any other purpose is prohibited.
9. No equipment in the room shall be taken out of the Hotel, nor moved to any place other than its proper location.
10. No one shall change Hotel's existing conditions by installing any other object or process on structures and accommodations.
11. It is prohibited to hang anything from the windows that may spoil the exterior appearance of the Hotel.
12. It is prohibited to throw any object from any window.
13. It is prohibited to leave any personal belongings in the hallway or lobby.
14. It is prohibited to have dishes or drinks delivered from outside of the Hotel.
15. It is prohibited to wear Samue and Room slippers in the restaurant or lobby.
16. Any items checked with the Hotel shall be kept for one month.
17. Any items left behind shall be delivered and reported within one week to the Lost Property Office of the District Police Station.
18. Guests shall leave cash and valuables in the safe at the front desk. The Hotel shall not be liable for any loss or theft in guest rooms.
19. If a guest, not being of sound mind or under the influence of drugs or any other causes, likely to cause considerable difficulties for securing his safety or is deemed to conduct himself in a manner that will disturb other guests, the Hotel may refuse to accommodate him.
20. The Hotel refuses to accommodate minor(s) unless proof of permission of their guardian is provided.
21. The public bath refuses persons having a tattoo.